

Title	『政治的リベラリズム』の問い： 理に適った多元主義のもとでの秩序だった社会
Sub Title	The problem of political liberalism : a well-ordered society under reasonable pluralism
Author	花形, 恵梨子(Hanagata, Eriko)
Publisher	慶應義塾大学倫理学研究会
Publication year	2015
Jtitle	エティカ (Ethica). Vol.8, (2015. ) ,p.137- 160
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12362999-20150000-0137">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12362999-20150000-0137</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 『政治的リベラリズム』の問い

理に適った多元主義のもとでの秩序だった社会

花形恵梨子

## はじめに

ロールズは、主著『正義論』(1971)を出版した後も、自身が提出した正義構想 *conception of justice* である「公正としての正義」について思索を深め、修正を加え続けた。『政治的リベラリズム』(1993; ペーパーバック版 1996)は、その過程において主に一九八〇年代に発表された一連の論文を、改訂してまとめたものである。『政治的リベラリズム』においても「公正としての正義」は、そのまま引き継がれている。だが、両著作の間には、次のような違いも見受けられる。まずは、『政治的リベラリズム』では、「正義の政治的構想 *political conception of justice*」、「重なり合う合意 *overlapping consensus*」、「公共的理由 *public reason*」などの新たな概念が導入されている。また、『政治的リベラリズム』では、立憲民主主義社会が前提にあることが強調されている。

そこで、これらの相違をめぐって、両著作の間にはどれだけの連続性があるのか、もしくはないのか、ロールズの「政治的転回 *political turn*」が何を意図しているのかをめぐっては、さまざまな解釈が提出されてきた<sup>1</sup>。だが、このようなさまざまな解釈があるのは、そもそも『政治的リベラリズム』が何を問題にしているのかが分かりにくいことに起因するところが大きいと思われる。というのも、『政治的リベラリズム』では、財をどのように分配するべきかという分配的正義の問題、リベラリズムをどの

ように捉えるかというリベラリズムの解釈をめぐる問題、正義原理や社会制度はどのように正当化されるべきなのかという倫理学における正当化の問題、など複数の主題が複雑に絡まりあいながら同時に論じられているからである。加えて、新たに提出された諸概念が、互いにどのように関連づけられるのかもつかみにくい。

本論文の目的は、ロールズがなぜ「政治的転回」という道をとったのかについて、一つの整合的な理解を提示することにある。その際に、本論文では、「秩序だった社会 well-ordered society」という理念と、「秩序だった社会」において正義構想が果たしている役割に注目したい。「秩序だった社会」に焦点を合わせて両著作を検討することを通じて、『政治的リベラリズム』において加えられた変更は何を意図しているのか、新たに提出された諸概念の間にどのようなつながりがあるのかに関して一つの見取り図を与えたい。

本論では以下のように論を進める。まず「秩序だった社会」を中心にしながら『正義論』の問題設定は何であったのかを確認する（第一節）。次に「秩序だった社会」において正義構想が果たしている役割を指摘する（第二節）。『政治的リベラリズム』以降、ロールズは民主的社会では理に適った多元主義が避けられないことを強調する。理に適った多元主義を踏まえると『正義論』で描かれていた「公正としての正義の秩序だった社会」は著作全体に不整合をもたらしていたとロールズは述べるが、この点について検討する。（第三節）。最後に、この問題に対して『政治的リベラリズム』でいかなる解決がはかられているのかを、「秩序だった社会」において正義構想が果たしている役割に注目しながら確認する（第四節）。

## 1. 『正義論』の問題設定：「秩序だった社会」にふさわしい正義構想

最初に、本論文と関わりのある範囲で、『正義論』で扱われていた問題

を確認したい。『正義論』は社会制度の正義を扱った著作である。社会における人々は、憲法を含むさまざまな法体系や経済的・社会的な制度を背景にして、ともに社会的協働に参加し、財を産出し、義務や負担を分かちあっている。自由かつ平等な人々が社会的協働を行うための社会の枠組みとはいかなるものであるべきか。そのような枠組みを統制する正義原理とはいかなるものであるべきか。このような問いに答えるためにロールズが提出したのが、「公正としての正義」という正義構想である。ロールズは、『政治的リベラリズム』の序文においてこのように振り返っている。

『正義論』が試みていたことは明白である。ロック、ルソー、カントに代表される社会契約説という考えから、契約説にとって致命的であるとしばしば考えられてきた反論をもはや受けることがない、そして、功利主義という長い間支配的であった伝統より優れていることが証明されるような、正義の理論を導出することである。(PL, xxxviii)

「公正としての正義」は、社会契約説の伝統に連なる正義構想として捉えられる。『正義論』の目的は、功利主義を主な論敵としながら、「公正としての正義」の方が正義構想として優れていると主張することにあつたといえる。

そして、このような主張をするにあたってロールズが議論の中心にするのが、「秩序だった社会」という理念である。

社会が秩序立っているとは次のような場合であるとしよう。その成員の利益を促進するように設計されているばかりではなく、公共的な正義構想 *public conception of justice* によって事実上統制されているような場合である。つまり、秩序だった社会とは、1) 全員が同じ正義原理を受け入れており、全員が他の人々も同じ正義原理を受け入れていることを知っているような社会である。そして2) 基本的な社会制度

がたにたいだいにたいおいてこれらの正義原理に適合しており、そのことが一般的に知られているような社会である。(TJ, 4-5/5)

「秩序だった社会」の特徴は、正義原理が公共的に承認されており、社会制度がその公共的な正義構想によって統制されているのを人々が互いに知っていることにある<sup>2</sup>。そして、この「秩序だった社会」という理念は、異なる正義構想を比較する際の基準を提供し、異なる正義構想は「秩序だった社会」にふさわしいかという観点から比較検討されることになる。なぜ、ロールズは「秩序だった社会」を中心にして正義について論じているのか。ロールズの正義をめぐる問いを確認したい。

第一に、ロールズは、人々を自由で平等な人格であると捉え、そのような人々が、自分たちの社会的協働を統制する共通の正義構想として互いに受け入れることができる正義構想とはどのようなものか、という問いを追及している。ロールズは、正義構想が満たすべき条件として、公示性 **publicity** を挙げ、次のように述べる。「公示性という条件は契約説的な立場から自然に生じてくる [……] 公示性という条件の要点は、当事者たちに、公共的に承認されたものとして、また、社会生活の十分に実効力のある道徳的な基本法として正義構想を評価させることにある」(TJ, 133/115)。正義構想は、人々が互いにそれを受け入れているのを知っているという条件のもとで、そして、それが社会にどのような結果をもたらすかということの人々が考慮したうえで、合意できるものでなければならない<sup>3</sup>。正義構想が、公共的なものとして人々に合意されなければならないというのは、契約説という手法を使って正義構想が導き出されていることにもあらわれているが、秩序だった社会という理念も、このような考えをあらわしたものである。

第二に、「秩序だった社会」は理想化された社会であるが、ロールズは、自らの正義に関する問いは「理想理論 **ideal theory**」の枠内の問いであることを明示している (TJ, 8-9/7-8)。つまり、ロールズが行っているのは、

完全に正義に適った社会 *perfectly just society* を描き出して、その社会にふさわしい正義原理が何かを明らかにすることである。その際に、二つの想定が置かれている。一つは、社会が、その歴史的・経済的・社会的状況に照らして、完全に正義に適った社会の実現が可能な「好ましい状況下」にあるという想定である。もう一つは、市民には正義感覚が備わっており、正義原理への「厳格な順守 *strict compliance*」が見込めるという想定である (TJ, 8/ 8, 245/ 216; R, 47)。実際の世界では、社会的・経済的状況により財が不足していて理想とされる財の分配状態を実現できない場合や、市民が正義原理を厳格に順守しない場合などがあり得る。だが、ロールズは、このような場合をいったん脇に置き、完全に正義に適った社会が実現可能だとして、それにふさわしい正義原理は何かを問う。ただし、ロールズは「非理想理論 *non-ideal theory*」の問い、すなわち、完全に正義に適った社会の実現が困難または不可能であるような状況下でどのような正義原理を採択すべきか、という問いを軽視しているわけではなく、まずは、「理想理論」の枠内で、「現実的に実行可能な限界を厳密に探求すること」(R, 13)によってまずは問題の構造が明らかになり、「非理想理論」に向かうことができるのである。

以上確認してきたように、「秩序だった社会」という理念は、ロールズが自由で平等な市民からなる社会的協働にふさわしい公共的な正義構想を求めていること、理想理論の枠内で議論を展開していることから導き出されている一つの理想化された社会像である。そして、異なる正義構想は、この「秩序だった社会」という理念を中心に、互いに比較検討される。正義構想は、「秩序だった社会」を統制するのにふさわしいか、という観点から評価される。また、ある正義構想を支持することは、それに含まれる正義原理とともに、それが理想とする人格像や社会像も支持することにつながる。そこで、正義構想は、その正義構想によって秩序立てられた社会において、理想とされている人格像・社会像をうまくもたらすことができるか、また、その社会は安定して持続できるか、という観点からも評価さ

れる。「異なる秩序だった社会を比較検討することが、道徳理論の理論的な企ての中心をなしていると思う」(CP, 294)と、ロールズは述べる。

『正義論』を通して主張されているのは、「秩序だった社会」にふさわしい正義構想は、「公正としての正義」であるということである。『正義論』は三部から構成されており、その内容はおおまかに次のようになっている。第一部では、正義の二原理が提示され、その正当化のための原初状態の議論が行われる。この原初状態の議論は、「秩序だった社会」にふさわしい正義構想は何か、という問いをまた別の仕方で提示した議論だと捉えることができる<sup>4</sup>。第二部、第三部では、「公正としての正義」によって統制されている「公正としての正義の秩序だった社会」が描かれている。第二部では、「正義の二原理」が適用された場合どのような社会制度が導き出されるかが示される。そして、「公正としての正義」から導き出される社会制度は、われわれの正義に関する熟慮された判断に合致することが主張される。第三部で扱われるのは、正義構想の安定性 *stability* である。正義構想が安定的であるとは、それが統制する「秩序だった社会」において育ち暮らす人々は、正義構想を自ら支持するようになるため、社会が安定して持続できるということである。安定性をめぐる議論を通じてロールズが行おうとしているのは、以下である。まずは、「公正としての正義の秩序だった社会」は、人々の人間本性から見ても実現可能な正義構想であると示すことである (TJ, 580/ 508)。また、「公正としての正義の秩序だった社会」は、他の正義構想によって秩序だてられた社会と比べてもよりいっそう安定した社会であることを示し、「公正としての正義」の優位性を主張することである (比較対象として主に念頭に置かれているのは、功利主義によって秩序だてられた社会である)。

これらの議論は全て、「公正としての正義」こそが「秩序だった社会」に最もふさわしい正義構想だと主張するためのものだといえる。だが、後にロールズは、『正義論』で描かれていた「公正としての正義の秩序だった社会」は、全体として見ると整合的ではなかった、と考えるようになる。

このように考えたことが、ロールズが『政治的リベラリズム』に向かった主な理由だといえよう。

まず次節で「秩序だった社会」において正義構想が果たす役割を確認した後、続く第三節で『正義論』における「公正としての正義の秩序だった社会」の何が問題であったのかを検討したい。

## 2. 「秩序だった社会」における正義構想の役割

「秩序だった社会」において、正義構想にはどのような役割があるのか。ロールズは、正義構想によって秩序だてられた社会について次のように述べている。

このような場合、人々は過剰な要求を互いに課すかもしれないが、しかしながら人々は自分たちの権利要求を裁定するための共通の観点を認めている。もし、自己利益への傾向が互いに対する用心を余儀なくさせたとしても、公共的な正義の感覚が人々の確かな結合を可能にする。まったく異なる目標や目的を持つ個人の間であっても、共有された正義構想が、市民の友情というつながりを確立する。正義への一般的な欲求が、他の目的の追求に制限をかける。公共的な正義構想が、人々の秩序だてられた結合の基本憲章をなしているといってもよい。(TJ, 5/ 4-5)

この記述や他のロールズの議論から、正義構想が果たしている役割は、次の通り二つにまとめることができると思われる。

第一に、社会の基礎構造を構築するにあたっての市民の「共通の観点」となるという役割である。社会にはさまざまな人がいる中、社会の基礎構造は一つに定められなければならない。また、社会の基礎構造は「公共的ルール of 強制的な秩序」を含み、それを背景にして社会のあらゆる活

動が行われるという点において、市民の生活に多大な影響を与える（TJ, 235-6/ 207）。そのような状況において、公共的な正義構想は、市民がどのような社会制度が正義に適っているかをともに評価し、議論するための共通の基盤としての役割を担っている。そして、全ての市民が、自分たちに課せられる社会制度の根拠を知っていること、その根拠は互いに受け入れている正義構想によって与えられていることは、互いを理由を示されるべき道徳的人格<sup>5</sup>として尊重することにつながる（TJ, 337-8/ 297）。

第二に、「秩序だった社会」が安定して持続できるように、人々を結びつけるという役割<sup>6</sup>である。ロールズは、「正義構想の重要な特徴は、正義構想それ自体が自身への支持を生み出さなければならないという点にある」（TJ, 138/ 119）と述べる。社会が安定して持続できるために、正義構想が、それが統制する社会において自らへの支持を生み出すことができ、人々を結びつけることができるというのはその重要な役割である。

そして、『正義論』で描かれている「公正としての正義の秩序だった社会」において、「公正としての正義」は、まさに上述の二つの役割を果たしているものとして提示されている。まず、「正義の二原理」は、人々が社会制度をともに評価し構築するにあたっての、公共的な正義の基準としての役割を果たすものである。また、「公正としての正義」によって秩序だてられた社会においては、人々自らが正義構想を支持するため、「公正としての正義の秩序だった社会」は安定して持続できることが主張されている。

「公正としての正義」が安定性をもたらす正義構想であることは、『正義論』の第三部において述べられているが、その内容は本論の後の議論にも関わってくるので確認したい。『正義論』第三部では、二段階からなる議論によって「公正としての正義」が安定性をもたらすことが主張されている。①まず提示されるのは「公正としての正義の秩序だった社会」において暮らす人々は、十分な正義感覚（正義原理を適用しそれに従いたいという欲求）を身につけるといふ議論である。「公正としての正義の秩序だ

った社会」では、全ての人々が、自分たちが住まう社会が「公正としての正義」という公共的な正義構想によって統制されているのを知っている。そのような社会において育つ人々が正義感覚を身につける過程について、ロールズは道徳心理学に基づく説明を与えている。②次に示されるのは「公正としての正義の秩序だった社会」においては、正義感覚に従うことが、各人にとっての善であるという「正と善の合致 congruence of the right and the good」の議論<sup>7</sup>である。ロールズは、ある人にとっての（非道徳的な）善を、次のように定義する。ある人にとっての善とは、その人の利害関心や目的に照らしてそれを欲求・欲するのがその人にとって合理的であるものである。そのうえで、ロールズは自らの試みを次のように説明している。「したがって、示されるべきなのは、秩序だった社会の人々にとって、正義感覚を自らの人生計画を統制するものとして認めることは、（善の希薄理論による定義に照らして）合理的だということである」（TJ, 567/497）。ロールズは複数の観点から、正義感覚に従うことが合理的であることを主張しているのだが、その際に依拠しているのが、「公正としての正義のカント的な解釈」である。

公正としての正義のカント的解釈に従って、われわれはこのようにいえる。これらの〔正義の〕原理に基づいて行為することによって、人格は自律的に行為しているといえるのである。すなわち、人格は、自由で平等な理性的存在者としての自然本性を最もよく表現する状況のもとで自分たちが承認するだろう原理に基づいて行為しているといえるのである。（TJ, 515/452）

また、ロールズは、「秩序だった社会」における人々は、自らを自由で平等な理性的存在者であると捉えて、その自然本性を表現することを欲求するとしたうえで、さらに次のように述べている。「正義に適った仕方で行為したいという欲求と、自由な道徳的人格としての自然本性を表現したい

という欲求は、事実上同じ欲求を示していることがわかる」(TJ 572/ 501)。

第三部の議論は込み入っているのでこれ以上詳細には触れないが、ロールズが強調するのは、「公正としての正義」によってもたらされる安定性は、人々の自己利益や集団利益のバランスによって生じ、状況が変わったらずに崩れるようなものではない点である。その安定性は、「公正としての正義が自らそれへの支持を生み出す」(TJ, 456/ 399) ことを通じてもたらされるものであるという。

以上、「秩序だった社会」における正義構想の役割を確認してきた。それでは、ロールズは、『正義論』の「公正としての正義の秩序だった社会」がどのような不整合をもたらしていたと考えていたのだろうか。

### 3. 『正義論』の「公正としての正義の秩序だった社会」と理に適った多元主義

『正義論』では、「秩序だった社会」にふさわしい正義構想は何かという観点から正義が論じられていた。そして、それは「公正としての正義」だというのがロールズの主張である。『政治的リベラリズム』でも、その枠組みは変わらないといえる。そのうえで、ロールズは、『政治的リベラリズム』(ペーパーバック版)の序文において本著作の目的について次のように述べている。

『政治的リベラリズム』の主な目的は、『正義論』で示された秩序だった社会という理念が、理に適った多元主義の事実を考慮に入れるように再定式化できるのを示すことである。それを示すために『正義論』で提示されていた、公正としての正義の教説は、社会の基本構造に適用されるような正義の政治的構想へと変換される。(PL, xliii 強調は引用者)

『政治的リベラリズム』の主な目的は、『正義論』で提示されていた公正としての正義の秩序だった社会が、理に適った多元主義の事実に対応するように調整されるならば、また、正義の政治的構想によって統制されるとするならば、どのように理解されるべきかを示すことである。(PL, xxxvii – xxxviii 強調は引用者)

この引用を参考にそのねらいをあらかじめ簡単にまとめるならば、以下のようになる。ロールズは、『政治的リベラリズム』以降、現代の民主的社会では「理に適った多元主義の事実 the fact of reasonable pluralism」が避けられないことを強調する。だが、『正義論』ではそのことが十分に考慮されないまま、「公正としての正義の秩序だった社会」が描かれていた点に問題があった。そこで、『政治的リベラリズム』のねらいは、「理に適った多元主義の事実」を踏まえうえて、「公正としての正義の秩序だった社会」の記述を改めることにあったとえいる。そして、そのために上記の引用にあるように「公正としての正義」は、正義の政治的構想として改めて提示される。また同時に「重なり合う合意」などの新しい概念が導入されているといえる。それでは、『正義論』の記述の何が問題だったのかを、より詳しく見ていきたい。

『正義論』と『政治的リベラリズム』はともに正義について論じている。だが、大きく異なるのが、『政治的リベラリズム』では、「包括的な教説 comprehensive doctrine」と「正義の政治的構想 political conception of justice」が明確に区別されたうえて議論が行われている点である。『正義論』では特にそのような区別は設けられていなかった。「包括的な教説」と「正義の政治的構想」との違いは、それぞれが扱っている主題の領域や範囲の違いにある (PL, 13, 175)。包括的な教説とは、あらゆる主題を扱い人々の生活の広い領域にわたって、人生において何が価値があるのか、理想とすべき性格特徴は何かなどについての理解を与えてくれるような「あらゆる主題に適用されあらゆる価値を包含する」(R, 14) 教説である。ま

た、形而上学や認識論の問題について特定の主張を含んでいる教説も、それは包括的である。多くの哲学的・道徳的・宗教的な教説は包括的であるといえる。そして、各人の善の構想 *conception of the good* はそれぞれの包括的教説に照らして定まることになる。対して、「正義の政治的構想」は政治的な領域のみに関わり、いかなる包括的教説からも独立して提示することができる。そして、どのような包括的教説を支持する人であっても、自由かつ平等な市民として受け入れることができるような政治的価値 *political values* から構成されている。

現代の民主的社会では、市民それぞれが多様な包括的教説を支持している。また、ロールズが指摘するのは、問題はただ単に多様な包括的教説が併存するという多元主義 *pluralism* が避けられない点にあるのではなく、理に適った包括的教説が併存するという理に適った多元主義 *reasonable pluralism* が避けられない点にある。

ロールズは、理に適った合理的 *reasonable and rational* な人々の間であっても、「国家権力の圧政的な使用」(PL, 37) がない限りは、人々が包括的教説において一致することはないという。その説明のために、挙げられるのが、「判断の負荷 *burdens of judgment*」である。「判断の負荷」とは、人々が判断を下す際の妨げとなるものであり、以下の六つが主要なものとして挙げられている (PL, 57)。  
①経験的・科学的証拠が複雑であるためそれらを評価するのが困難な場合がある。  
②人々の間でどのような事柄が考慮の対象になるのかに関して一致したとしても、人によってそれらをどのように重みづけるかが異なり、違う判断に至ることがある。  
③道徳的・政治的概念に限らず、どのような概念もある程度はあいまいであり、判断や解釈に頼らなければならない。  
④われわれがどのように証拠を評価するか、どのように道徳的・政治的価値を評価するかは、ある程度人生経験に左右されざるを得ない。  
⑤ある問題の双方の側には、それぞれ異なる規範的な考慮対象があり、全体的な評価が困難である。  
⑥どのような社会制度においても、実現できる政治的・道徳的価値は限られているので、われわ

れはしばしばどの価値を優先して実現するかの困難な判断に迫られる。理に適った合理的な人々であっても、このような「判断の負荷」を乗り越えて、哲学的・宗教的・道徳的見解について一致することはできない。

そして、このような「判断の負荷」によって生じる不一致は、人々が不合理であることや、「先入観や偏見、自己利益や集団利益、無分別や強情さ」(PL, 57)によってもたらされたのではなく、理に適った不一致 *reasonable disagreement* であるとロールズはいう。「この多元主義は、不幸なことであると捉えられるべきではない。むしろ、長期にわたって自由が保障された制度のもとで、人間の理性が活動したことの自然な帰結であると捉えられるべきである」(PL, xxvi) という。そして、ロールズは、理に適った合理的な人々が支持する異なる包括的教説は、それぞれが、理に適った包括的教説<sup>8</sup>であるとして、そのような理に適った包括的教説が併存することを、理に適った多元主義であるとしている。

このように、理に適った多元主義が現代の民主的社會では避けられない以上、正義をめぐる議論もその点を踏まえたうえで行われなければならない。だが、『正義論』の議論ではそれがなされていなかったため問題が生じていた。ロールズは、『正義論』で描かれていた「公正としての正義の秩序だった社会」について次のように述べる。

説明すると、私の念頭にある深刻な問題というのは、『正義論』で提示されている秩序だった社会が非現実的な理念であったということに関わるものである。公正としての正義と関連付けられている秩序だった社会の本質的な特徴は、その市民がその構想を、私が今では包括的な哲学的教説と呼ぶものに基づいて支持していることである。市民は、この包括的な教説に根ざしたものとして、正義の二原理を受け入れている。同じ様に、功利主義と関連付けられている秩序だった社会では、市民は、功利主義を包括的な哲学的教説として一般的に支持しており、それに基づいて功利の原理を受け入れている。『正義論』では、正義

の政治的構想と哲学的な包括的教説との間の区別については論じられていない。だが、この問題が提起されたならば、『正義論』において、公正としての正義および功利主義は、包括的な教説、もしくは部分的に包括的な教説であるとされていたことは明らかであると思う。(PL, xviii)

「秩序だった社会」は人々が共通の正義構想を支持している社会であるが、ロールズによれば、『正義論』では人々が「公正としての正義」を包括的な教説として一致して支持しているものとして、「公正としての正義の秩序だった社会」が描かれていた。そして、人々が「公正としての正義」を包括的な教説として一致して受け入れたうえで、「正義の二原理」が支持されていたという。そして、そのことによって、テキスト全体に不整合がもたらされていたという。この点に関しては、次のように述べている。

『正義論』で示されていた公正としての正義の原理は、立憲民主政体を要求するのだから、そして、このような自由主義制度を背景にした社会文化の長期にわたる帰結というのは理に適った多元主義であるのだから、『正義論』の議論は、その議論自身があり得ないとするような前提に拠っている。それは、公正としての正義の秩序だった社会において、市民は、同じ包括的教説を支持しているとする前提である。その包括的教説には、カントの包括的リベラリズムの特徴が備わっており、公正としての正義の原理もカントの包括的リベラリズムに属するといえるかもしれない。しかし、理に適った多元主義の事実を考えると、この包括的な見解が市民一般に支持されることがないのは、宗教的な教説や何等かのかたちの功利主義が支持されることがないのと同様である。(PL, xlii)

「公正としての正義」は、立憲民主主義の体制を支持し、基本的自由の

保障を求める正義構想である。そのため、「公正としての正義の秩序だった社会」において基本的自由が保障されたもとでは、理に適った合理的な人々の間であっても、同じ包括的教説が支持されることはあり得ず、多様な理に適った包括的教説が併存するはずである。だが、他方では、人々が一致して「公正としての正義」を包括的教説として受け入れているとして「秩序だった社会」が描かれていた、とロールズは述べる。

『正義論』においては、包括的教説と、正義の政治的構想との区別は設けられていない。だが、もし区別を考慮に入れたうで見ると、「公正としての正義」が包括的教説として捉えられていたのは明白であると、ロールズは振り返っている。そのため、『正義論』のリベラリズムは、包括的リベラリズムであったといえる (CP, 614)。また、ロールズ自身の言葉を参考にするならば、特に問題があったとされるのは『正義論』第三部の記述である。ロールズによれば「公正としての正義に内在的な深刻な問題、すなわち『正義論』第三部の安定性をめぐる議論が、理論全体と整合的ではなかったという問題に対処するため」(PL, xv-xvi) に『政治的リベラリズム』における変更はもたらされたという。第三部の安定性の議論では、「公正としての正義」が、政治的な領域以外の価値や理想をも含む包括的な教説であることに訴えたうえで主張が展開されている。特に、安定性を主張するための二つの議論のうち、正と善の合致の議論は、正義構想のカント的な解釈、自律などの価値に訴えるかたちで行われているため「公正としての正義」を包括的教説であるとして捉えないと成立しない。これをロールズは念頭に置いていたと思われる。

このように、『正義論』には、「公正としての正義」を包括的な教説として捉えたうえで議論が展開されている箇所がある。そのため、民主的社会では理に適った多元主義が避けられないことを踏まえると、著作全体に整合性がなかった。理に適った包括的教説の多元性に十分に配慮が払われないまま、「公正としての正義の秩序だった社会」が描かれていたのである。

## 4. 『政治的リベラリズム』の「秩序だった社会」

前節で確認したように、『正義論』の記述は、民主的社会では避けられない「理に適った多元主義の事実」を十分に踏まえていなかった。それでは、「理に適った多元主義の事実」を考慮にいれたうえで、「公正としての正義の秩序だった社会」はどのように「再定式化」される必要があるのか。「秩序だった社会」において、正義構想は、人々に課せられる社会制度・法を構築し評価するための共通の観点となるとともに、社会が安定して持続できるために人々を結びつける役割も担っている。そこで、重要になってくる問いは、「秩序だった社会」において人々がそれぞれ多様な理に適った包括的教説を支持していることを尊重しながら、どのように正義構想はその役割を果たせるのか、ということである。

このような問いに対してロールズが示した答えは、次のとおりである。「公正としての正義」は、「正義の政治的構想」として提示されなければならない。また、その正義の政治的構想である「公正としての正義」は、理に適った包括的教説の「重なり合う合意」の焦点になることが示されなければならない。

なぜ、これが答えになるのか。正義構想が担っている二つの役割に即して見ていきたい。

### 4-1. 政治権力の公共的な正当化の基礎としての正義構想

まず、正義構想は、社会制度を構築するにあたっての、人々の「共通の観点」としての役割を担っている。ロールズは『正義論』の時点から、人々に課せられる社会制度を正当化するための公共的な基準を重視していた<sup>9</sup>。そして、この問題意識はそのまま『政治的リベラリズム』へとつながっている。ただし、『政治的リベラリズム』では、この問題が生じている文脈がより明確にされている。ロールズは、リベラルな立憲民主主義社会を前提にしたうえで立憲民主主義社会における政治権力の正統性

legitimacy of political power をめぐる問い（すなわち、政治権力を行使することの道徳的許容性をめぐる問い）としてこの問題を扱っている。

立憲民主主義社会において、自由かつ平等な市民は、政治権力を共有している。と同時に、市民は自由が保障された制度のもと多様な理に適った包括的教説を支持している。そこで、生じてくる問いは、このような状況下において、どのような条件が満たされたら、政治権力によって強制力のある法を市民たちに課すことが許されるのかというものである。この問いに対して、ロールズが与える答えは、政治権力の行使は、公共的に正当化可能 *publicly justifiable* である場合に、すなわち、全ての市民に対して正当化可能であり、全ての市民にそれを支持する十分な理由がある場合に許される、というものである。

ただし、ロールズは、政治権力の行使の公共的正当化は、現実の全ての人に対して向けて行われなければならないとはせず、あくまで、理想化された「秩序だった社会」の理に適った人々に向けて行われればよいと考える。政治権力の行使は、理想化された観点から公共的に正当化可能であれば許される。そして、理想化された理に適った人々は、以下のような特徴が備わっている人々である（PL, 94, 395）。第一に、自由かつ平等な市民が互いに理に適って受け入れることができる社会的協働の公正な条件に従いたいと思っている人々である。第二に、「判断の負荷」から生じる帰結を受け入れる用意がある人々である。このような人々は、「判断の負荷」から生じる帰結として、他の人々の包括的教説も自分の教説と同様、理に適ったものであるのを認める。そして、自分が支持する包括的教説が真であることを、それを受け入れていない人々に示すことはできないことを認め、その包括的教説がそれを受け入れていない人々にとって、政治権力や社会制度を正当化する根拠にならないことを理解する。そのため、自分が支持する包括的教説を根拠にして強制的な政治権力を行使することは理に適っていないことを認めるのである。そこで、人々が政治権力や社会制度を正当化するための根拠とするのが、自由かつ平等な市民として互い

に受け入れることのできる公共的理由であり、公共的理由の内容を与えるのが政治的価値から構成されている「正義の政治的構想」である。正義の政治的構想には次のような三つの特徴がある（PL, 11-14, 175）。（1）正義の政治的構想は、特定の主題、すなわち、社会の政治的・社会的・経済的制度という主題を扱うためのものである。（2）正義の政治的構想は、いかなる宗教的・哲学的・道徳的包括的教説も前提せずに、それらから独立したかたちで提示することができる。（3）正義の政治的構想の内容は、「民主的社会の公共的政治的文化に内包されている直観的で基本的な考え fundamental ideas」から定式化されている。このような基本的な考えとしてロールズが挙げるのは、「社会的協働の公正なシステムとしての社会」や「自由かつ平等な市民」などである。これらの基本的な考えは、「はっきりと定式化されておらず、その意味が明確に定められていないことも多い」（R, 6）。だが、民主的社会に住まう人々は、これらの基本的な考えを、少なくとも暗黙のうちに受け入れ共有している。そして、このような基本的な考えを互いに関連づけ解釈を与え、われわれの熟慮された判断と合致するように一つの構想へと体系立てられたものが、「正義の政治的構想」である。

政治権力や社会制度の公共的正当化は、政治的構想によって提供される公共的理由や人々がともに受け入れている推論によって行われることになる。そして、公共的理由によって政治権力の行使を正当化すること<sup>10</sup>によって、人々が互いの包括的教説を理に適ったものとして尊重しながら、政治権力の行使の公共的正当化を行なうことが可能になるのである。

#### 4-2. 社会的統合の基礎としての正義構想

今扱ったのは、社会には多様な理に適った包括的教説がある中で、人々を合理的で理に適った人格として尊重しながら、共通の社会制度・法を政治権力によって強制的に課すにはどのような条件が満たされればよいのかという問題であった。対して、安定性の議論が扱うのは、では、多様

な理に適った包括的教説を支持する人々がこの社会制度を安定して維持することができるのかという問題である。

ロールズは、安定性が、人々の自己利益のバランスのうえに成立しておりバランスが崩れればすぐに失われるのではなく、人々自らが正義構想を支持することによってもたらされるものであることを重視していた。そして、『正義論』では、「公正としての正義」が安定性をもたらす正義構想であることは二つの議論を経て主張されていた。一つは、「公正としての正義」の「秩序だった社会」において育てられる人々は正義感覚を身に着けるようになるという道徳心理学に基づく議論である。ロールズは、この道徳心理学に基づく主張は、理に適った多元主義のもとでもその大枠は維持されると考える。そのため、『政治的リベラリズム』ではあまり触れていない。『正義論』の主張に不整合をもたらしていたとして、特に問題視されていたのは、もう一つの正と善の合致の議論である。正と善の合致の議論を通じてロールズが答えようとしていたのは、次のような問いである。「秩序だった社会」の人々は、正義感覚が備わっているとはされる人々である。だが、人々が人生におけるさまざまな目的・価値を追及する中で、それらの目的・価値と正義感覚に従うことが衝突した時には、はたして正義感覚に従うことを優先できるのか、正義感覚に従う十分な理由があるのかという問いである。ロールズは、これに答えるため、正義感覚に従うことが人々の合理的な善と合致すると主張した。しかし、この議論は、「公正としての正義」のカント的な解釈を前提としていたため、「公正としての正義」が包括的教説として提示されなければ成立しなかった。そのため、ロールズは、これを『政治的リベラリズム』においては退ける。

そこで、『政治的リベラリズム』で正義構想の安定性を示すためにロールズが述べるのは、正義の政治的構想は、異なる理に適った包括的教説の「重なり合う合意」の焦点となり得るというものである。

したがって、秩序だった社会がどのようにして統合化され安定でき

るのかを示すために、正義の政治的構想の概念とともに、政治的リベラリズムのもう一つの基本的概念を提出する。すなわち、理に適った包括的教説の重なり合う合意という概念である。そのような合意において、各々の理に適った教説は、それぞれの観点から政治的構想を支持する。社会的統合は、政治的構想に関する合意に基礎づけられる。そして、合意を形成している教説が、政治的に活動的な社会の市民によって支持される場合に、そして、社会制度によって形成促進された市民の重要な利害関心が、正義の要求とそれほど衝突していない場合に、安定性は可能である。(PL, 134)

前述したように、正義の政治的構想は、まずは、いかなる包括的教説からも独立したかたちで、立憲民主主義社会に住む市民たちが共有している基本的な考えから導出される。そこで、次に問題になってくるのは、導き出された正義の政治的構想と、市民たちが支持しているそれぞれの理に適った包括的な教説との間の関係である。「重なり合う合意」が成立しているということが意味するのは、それぞれの異なる理に適った包括的教説が、正義の政治的構想を支持できるということである。その際に、どのような理由から正義の政治的構想を支持するか、また、正義構想に含まれる政治的価値が、包括的教説の他の価値とどのような関係にあるかは、個々の包括的教説に委ねられる。だが、「重なり合う合意」があることは、市民がそれぞれの観点から正義の政治的構想に支持を与えていることを意味する。また、ロールズによれば、人々は、政治的な領域に関しては、正義の政治的構想の価値を「きわめて重要な価値 very great values」(PL, 169) であるとして、自らが追及している他の価値よりも優先できるという。ロールズが行っているのは、このことを積極的に主張するというよりも、このような「重なり合う合意」が成立している社会は決して到達不可能なものではないと示すことである。そして、これが、理に適った多元主義が避けられない民主的社会においては、「われわれが得られる最も理に適っている社

会的統合の基礎」(PL, 149)であるという。

## おわりに

『政治的リベラリズム』でロールズは、次のように述べている。

『正義論』も『政治的リベラリズム』も次を示すことを試みている。どのようにして理に適って正義に適った秩序だった民主的社会が可能であるのか、そして、なぜ、政治的・社会的な世界における政治的構想の中で、公正としての正義が特別の位置を占めるべきなのかということである。(PL, lx)

『正義論』においても『政治的リベラリズム』においても、ロールズが問うていたのは、「秩序だった社会」にふさわしい正義構想とは何かということである。だが、『正義論』の議論は、現代の民主的社會では「理に適った多元主義」が避けられないことを踏まえていなかった。そこで、ロールズは、「公正としての正義」がふさわしい正義構想であるとの主張を維持しつつも、『正義論』における議論を修正するために新しい概念を導入している。『政治的リベラリズム』では、「包括的教説」と「正義の政治的構想」が明確に区別されたうえで、「公正としての正義」は「正義の政治的構想」として改めて提示される。また、「公正としての正義」は理に適った包括的教説の「重なり合う合意」の焦点となり得ることが主張されている。本論文では、「秩序だった社会」とそこにおける正義構想の役割に注目しながら、このロールズの加えた修正が、何を意図してなされているのかについて考察を加えてきた。

上記の引用にもあるように、「公正としての正義」が「特別な位置を占めるべき」正義構想であるとのロールズの見解は、『政治的リベラリズム』においても変わっていない。だが、同時に『政治的リベラリズム』で

は、公共的理由を与えるリベラルな正義の政治的構想は複数ありえ、それは必ずしも格差原理を含んだ「公正としての正義」という正義構想ではなくとも、一定の条件を満たしたリベラルな正義構想であればよいとの見解が示唆されている箇所もある（PL, xviii）。『政治的リベラリズム』では、「公正としての正義」を擁護するということよりも、「公正としての正義」をリベラルな正義構想の一つとして位置付けながら、理に合った多元主義のもとでリベラルな「秩序だった社会」はいかにして可能なのかを示すということに問題の焦点が移っているようにみえる。そして、このことと関連して、『政治的リベラリズム』の主題は正義ではなく、正統性であると指摘されることもある。この点については、また改めて論じたい。

（はながた・えりこ 慶應義塾大学文学部非常勤講師）

---

\* ロールズの著作からの引用に際しては、以下の略号の後にページ数を記す。また、訳出の際には邦訳を適宜参考にした。

**TJ:** *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1971; revised edition 1999. 引用の際には初版に続いて改訂版のページ数を記す。（川本隆史・福岡聡・神島裕子訳、『正義論：改訂版』紀伊国屋書店、2010年）

**PL:** *Political Liberalism*, paperback edition, New York: Columbia University Press, 1996.

**CP:** *Collected Papers*, edited by Samuel Freeman, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1999.

“Reply to Alexander and Musgrave” (1974) in *Collected Papers*, 232-253.

“The Independence of Moral Theory” (1975) in *Collected Papers*, 286-302.

“The Idea of Public Reason Revisited” (1997) in *Collected Papers*, 573-615.

**R:** *Justice as Fairness: A Restatement*, edited by Erin Kelly, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2001.（田中成明・亀本洋・平井亮輔訳『公正としての正義：再説』岩波書店、2004年）

- 1 しばしば見られるのは、『政治的リベラリズム』はコミュニタリアニズムなどからの批判に対する応答であるという解釈である。しかし、ロールズはそれを

- 否定している (PL, xixn6)。本論文で示したとおり、『政治的リベラリズム』で加えられた変更は、『正義論』に内在的な問題に対処するためのものであるといえる。ただし、ロールズ自身の記述を踏まえたうえでもなお、『政治的リベラリズム』をコミュニタリアニズムに対する応答として読むことができると解釈しているものとしては、例えば Stephen Mulhall and Adam Swift, *Liberals and Communitarians*, second edition, Oxford: Blackwell, 1996 がある。
- 2 『政治的リベラリズム』以降は、さらにこのような特徴も付け加えられている。「市民には、正義感覚が通常働いており、自分たちが正義に適っていると考える社会の基本的制度をだいたいにおいて順守する」(PL, 35)。
  - 3 正義構想が備えるべき形式的な条件として、なぜ公示性が挙げられるのかについては、(CP, 293-294) 参照。
  - 4 ロールズは、原初状態と「秩序だった社会」の関係について次のように述べている。「原初状態という考えは、次のような問いを考えることから生じる。どの正義構想が、秩序だった社会に最もふさわしい正義構想だろうか」(CP, 236)。
  - 5 道徳的人格には二つの能力、すなわち善の構想の能力と正義感覚の能力が備わっている。
  - 6 正義構想のこの役割に関して、『政治的リベラリズム』では「社会的統合の基礎 basis of social unity」という語が使われている。
  - 7 「正と善の合致」の議論は、次に詳しく論じられている。Samuel Freeman, “Congruence and the Good of Justice,” in *The Cambridge Companion to Rawls*, edited by Samuel Freeman, Cambridge, UK: Cambridge University Press, 2003; Paul Weithman, *Why Political Liberalism?: On John Rawls's Political Turn*, New York: Oxford University Press, 2010.
  - 8 ロールズは、理に適った包括的教説の特徴として他にも次の三つを挙げている (PL, 59)。(1) 理に適った教説は、理論理性の行使である。人生の、宗教的・哲学的・道徳的側面を首尾一貫した整合的な仕方であつたものであり、異なる価値を両立可能な仕方であつて順序づけ理解可能な世界観を提示したものである。(2) 実践理性の行使でもある。何が重要な価値であるかを特定し、価値が衝突する場合はどのように比較すればよいのか分かる。(3) 理に適った包括的教説は、固定化されたものではないが、伝統的な思想や教説に基づいている。そして、理由もなく急激に変化するのではなく、よいもしくは十分な理由に基づいて進展する。
  - 9 実際は、『正義論』よりさらに前からロールズが「正当化のための公共的な基準」を重視していたことについては T. M. Scanlon, “Rawls and Justification,” in *The Cambridge Companion to Rawls*, pp.160-161 を参照。

- 
- 10 ただし、全ての政治的問題について公共的理由による正当化が必要とされるのではなく、憲法の必須事項 *constitutional essentials* と正義の基本的問題 *basic questions of justice* のみが、公共的理由による正当化が必要とされるとロールズは考える。